

記載例

有料職業紹介事業報告書

1 許可番号 21 -ユ- ○○○○○○

2 事業所の名称及び所在地
(名称) _____
(所在地) _____

「4 活動状況(国内)」、「6 収入状況(国内・国外)の「取扱業務等の区分」は、a家政婦(夫)、bマネキン、c調理師、d芸能家、e配せん人、fモデル、g医師、h保育士、i特定技能の在留資格に係る職業紹介については、職業分類番号によらず区分して記入する。

実績の有無 有

(有効)3月末現在で有効のもの (新規)報告対象期間中に申込まれた求職の件数

取扱業務等の区分	有効求人数	① 求人			有効求職者数	新規求職申込件数	③ 就職		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用	臨時	日雇			常用就職件数			
		求人数	求人延数	求人延数			無期雇用	それ以外		
h 保育士	2人	5人	122人日	0人日	14人	29件	2件	1件	0人日	0人日
034 一般事務・秘書・受付の職業	10人	13人	0人日	0人日	7人	11件	7件	3件	0人日	0人日
079 機械検査工 (紹介予定派遣)	4人	7人	0人日	0人日	0人	6件	3件	0件	0人日	0人日
		(1)人				(1)件	(1)件			
計	16人	25人				46件	12件	4件	0人日	0人日

職業分類番号を必ず記載
(令和4年4月14日改訂)

(有効)3月末現在で有効のもの

(新規)報告対象期間中に申込まれた求職の件数

紹介予定派遣の内数を () で記載

「延数」=雇用期間(実働日数ではなく)×人数
(例)雇用期間4月1日~5月31日、求人2人の場合は、61×2=122人日と記載(雇用期間が1か月未満の場合は「日雇求人延数」欄に記載)

求職者の希望業務(区分)が複数ある場合、求職者が希望する最も優先順位が業務欄1つに計上

項目	④ 離職	
	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱業務等の区分	離職	不明
h 保育士	1人	
034 一般事務・秘書・受付の職業	1人	
計	2人	0人

(無期雇用就職者の離職状況)
期間の定めのない雇用契約により就職した者で、就職後6か月以内に離職(解雇を除く)した者の数を記載
なお、離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載

離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、就職6か月後の状況について確認してから報告するため、報告は1年遅れとなる。報告期間は「報告書を提出する年の前々年4月1日から前3月31日までの間に就職した者についての離職状況を記載

5 活動状況(国外) (相手国別・総計)

項目	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効求人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
取扱業務等の区分		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
		人	人	人	件	件	件
計		0人	0人	0人	0件	0件	0件

項目	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱業務等の区分		離職	不明
		人	人
		人	人
		人	人
		人	人
計		0人	0人

(注意) 介護作業に従事する家政婦(夫)に係る労災保険の第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の徴収実績がある場合は、6の各欄に記載せず、「手数料管理簿」の写しを添付

6 収入状況（国内・国外）

取扱 業務等の区分	求人者（上制限）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)	求人者（届出制）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料			
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇				
h 保育士	千円	千円	千円	件	千円	600	千円	千円	千円	件	千円
034 一般事務・秘書・受付の職業	千円	千円	千円	件	千円	1750	千円	千円	千円	件	千円
079 機械検査工 (紹介予定派遣)	千円	千円	千円	件	千円	900	千円	千円	千円	件	千円
				件	千円	(300)	千円	千円	千円	件	千円
				件	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円
				件	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円
				件	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円
				件	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円
				件	千円	千円	千円	千円	千円	件	千円
計	0	0	0	0	0	3250	0	0	0	0	0

上制限手数料の事業所のみ記載（求人受付手数料は1件につき上限710円（免税事業者は

芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの職業に限る(1人につき月3回まで、上限1件710円(免税事業者は660円))

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)		
	常用	臨時	日雇
芸能家	件	千円	件
モデル	件	千円	件
科学技術者	件	千円	件
経営管理者	件	千円	件
熟練技能者	件	千円	件
計	0	0	0

7 職業紹介の業務に従事する者の数

2人

職業紹介責任者も含む

8 返戻金制度

有 (有の場合、その概要)
無期雇用就職者について、事業主都合による解雇以外の理由により入職後1か月以内に離職した場合は、紹介手数料の80%を求人者に返還

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和〇年5月12日 10:00~16:00	2人	〇〇協会が実施する職業紹介従事者向け講習会へ参加
令和〇年10月1日 14:00~15:00	1人	職業紹介責任者が講師となり、求人受付時の注意点についての研修会を実施
		職業紹介に従事する者に対して、職業紹介の適正な運営に資する研修や教育等を受けさせた場合に、その内容を記載（外部研修等も含む）

1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 〇〇年 4月 21日
厚生労働大臣 殿

◎ 氏名又は名称

該当する項目を残し、該当しない項目は消す
(1 . . . 有料職業紹介事業報告書)
(2 . . . 無料職業紹介事業報告書)

**<「人材サービス総合サイト」での情報提供が必要です>
事業報告に記載した就職、離職状況や手数料表、返戻金制度の内容について情報提供（公表）してください。**

記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
 - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては無期雇用）、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
 - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。
 - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
 - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
 - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかなでない者の数を記載すること。

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。
- また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料(職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料)又は求職者手数料(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料(労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料)に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度(その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度)の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。